



### 欧州単一効特許 (EPUE)とは？

欧州特許庁が付与する欧州特許で、付与後は EU 内の新統一特許パッケージ参加国の全てにおいて自動的に効力を発するものをいいます。現行の欧州共同体商標と同様に、個別に譲渡し執行しなければならない国内特許の束としてではなく、参加国全てをカバーする単一の権利として取り扱われます。EPUE は、取消も全参加国において一律に効力を発します。なお、スペインとイタリアは EU 加盟国ですが、この新制度には不参加ですので注意が必要です。

### EPUE の申請手続は？

欧州特許を付与された後、特許権者は単一効特許としての付与を望むか否かを選択することができます。単一効特許の申請期限は特許付与から 1 か月で、申請の際は当該特許を別の EU 公用語（フランス語またはドイツ語で付与された特許については英語）に完全翻訳したものを添付しなければなりません。

欧州特許を新規出願する際、付与後に単一効申請ができるように取っておくべき措置は、特にありません。

### 統一特許制度は、既存の欧州特許制度に取って代わるのか？

取って代わるわけではありません。EPUE は、欧州特許の付与後に保護に関して特許権者に与えられる追加的選択肢です。特許権者が単一効を望まなければ、現段階では、欧州特許を付与後通常 3 か月以内（場合によっては 6 か月以内）に「有効化」することにより、個別の国内特許に移行することができます。

非 EU 加盟国や統一特許パッケージ不参加国（ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド、スペイン、イタリアなど）では、特許保護が望まれる範囲で、付与された欧州特許の有効化が依然として必要になります。ただし、いったん EPUE を選択すれば、新統一特許パッケージ参加国については EPUE が優先し、各国の国内特許を当該欧州特許の有効化によって取得することはできません。

つまり、単一の欧州特許を取得する際は、a) 「単一効」特許として取得し、統一特許パッケージに不参加の EPO 加盟国については有効化のオプションを持つ、もしくは b) 「非単一効」特許として取得する（すなわち、EPO 加盟国のうち関心のある国を指定して当該欧州特許を有効化し、各国の国内特許を取得する）、という二通りの選択ができるということです。

欧州各国の国内特許を個別に取得することは依然可能ですが、その場合は各国特許庁へ個別に出願する必要があります。

### 新設される統一特許裁判所については？

EPUE 並びに欧州特許の有効化により取得した国内特許は、新設される欧州統一特許裁判所の管轄となり、有効性や侵害に関して同裁判所が下す決定は、全参加国で自動的に発効します。これは、非単一効特許の場合も同じで、各国内特許の不同性は問題になりません。

なお、欧州特許の有効化を通じて取得した国内特許については、特許権者が当初から 7 年以内に統一特許裁判所の登記所へ申請すれば、管轄から除外 (opt-out) してもらうことができます。この除外可能期間は、初めの 7 年間に経過した後、14 年間に延長される可能性が高いと考えられます。

## スケジュール

統一特許パッケージは、二つの欧州理事会規則 (特許付与と翻訳要件について規定) と一つの国際条約 (適用裁判制度について) から成っています。このパッケージ全体は、EU 加盟 13 か国 (英国、ドイツ、フランスを含む) が国際条約を批准してはじめて発効します。発効後の適用対象国も、それらの条約批准国に限られます。

条約は年内の批准が予想されるため、このパッケージは早くも 2014 年 1 月の発効となります。

しかし、この新たな統一特許制度には克服すべきハードルがいくつか残っています。法律の専門家は未だに新制度の「適法性」を議論しており、同制度の基礎である協力強化手続に関する欧州司法裁判所の見解が 2013 年の春ないし夏に発表されることになっています。また、そうしたハードルがクリアできたとしても、EU 加盟 13 か国が新法を批准しなければならず、13 か国の批准書が揃わない限り、統一特許パッケージが成立したとは言えません。

### **Reddie & Grose**

**London:** 16 Theobalds Road, London WC1X 8PL

**Tel:** 020 7242 0901 **Fax:** 020 7242 3290

**Cambridge:** Clarendon House, Clarendon Road, Cambridge CB2 8FH.

**Tel:** 01223 360350 **Fax:** 01223 360280